

論文の和文要旨

論文題目 16 世紀後半のスペイン王国における
歴史編纂

氏名 内村俊太

本稿は、16 世紀後半におけるスペイン王国の国制を概観したうえで、王権の下での、また地域国家の特権身分層の下での、公的な歴史編纂を分析するものである。それによって、それぞれの歴史的正当性がどのような語彙と論理によって唱えられたかを明らかにし、その意味を国制史の立場から考察することが本稿の課題である。

序章「スペイン王国の国制と歴史編纂」では、エリオットの複合王政論にもとづいてスペイン王国の国制を概観し、近世スペインにおける歴史編纂に関する先行研究をケーガンの議論を中心として整理したうえで、本稿全体での問題の所在を明確にした。エリオットは、君主を結び目として雑多な地域国家が結びついた近世ヨーロッパの国制の特質を論じつつ、各地域国家の実権を握る特権身分層（貴族、高位聖職者、都市支配層など）の重要性を強調した。王権が複合王政を安定化させるためには、各地域国家の特権身分層の在地支配を保障するその政体を尊重し、特権身分層との個別的な同盟関係を維持していくことが必要であった。序章では、統治契約主義の伝統があるアラゴン王国だけでなくカスティーリャ王国もこのような地域国家として位置づけ、特権身分層との同盟に依存する複合王政のあり方を概観した。そのうえで、都市年代記と王権の歴史編纂を扱ったケーガンの業

績をふまえつつ、王権と特権身分層がそれぞれの歴史的正当性をどのように主張したかを国制史として考察するために、本稿では具体的な対象として、王権、カスティーリャ王国の特権身分層（事例としてのトレード支配層）、アラゴン王国の特権身分層の下で、それぞれどのような歴史編纂がおこなわれたかを分析することを明確にした。

まず第一章「16世紀後半におけるスペイン王権の修史事業」では、王権の修史事業の全体像（制度、人材、執筆活動、史料収集）を把握することを目的とした。これを担った国王修史官は王権に直属する宮廷官職であり、大半はカスティーリャ王国出身者が任命された。16世紀後半にはモラレス国王修史官が次章で扱う『スペイン総合年代記』を執筆し、王権の修史事業が積極的に展開していた。また、1571年にはインディアス修史官が新設され、王権によるアメリカ植民地史の編纂が本格化した時期でもあった。そのようななか、パエス・デ・カストロ国王修史官は建白書「歴史叙述に必要な事柄について」（1555年）で修史事業のための史料論を提唱した。それは、君主自身による備忘録や、地域国家や都市の法文書とならんで、スペイン王国各地の都市・農村についての地誌情報を収集するという壮大な史料集成の構想であり、1570年代に地誌報告書収集として実行に移された。実際の地誌報告書はかならずしも歴史叙述に貢献できたわけではないが、王権の修史事業はこのような史料収集の構想と実施も含めて、全体像として理解する必要がある。

そのうえで第二章「16世紀後半におけるスペイン王権の歴史編纂」では、『スペイン総合年代記』（1553～86年）を史料として、王権にとっての歴史的正当性の論理を分析した。その第3巻（西ゴート史）ではカトリックに改宗した6世紀の西ゴート王レカレドが「カトリック王」の原型として重視されたが、さらに第4巻（アストゥリアス、レオン、カスティーリャ史）でもレカレド王が重視されていた。それは、血統による世襲王政の連続性を主張するために、ペラーヨ系統（曾孫で断絶）もカンタブリア公系統（ペラーヨの血は継がないが、フェリーペ2世までつづく）も、ともにレカレドの末裔とする「レカレド王朝史観」を構築するものであった。それによって、レカレドを起点とし、カトリック信仰を守護する王権が単一王朝によって継承されるという歴史解釈が示され、「カトリック王」はスペインの歴史に屹立しつづけるものとされたのである。このような王権の王朝的・宗教的な歴史意識は新ゴート主義とカトリック王国理念にもとづいていたが、同時に、カスティーリャ王としての正当性の論理をスペイン近世王権のそれとして横滑りさせたものであり、王権の側からみたカスティーリャ中心主義にもとづくものであった。

これに対して第三章と第四章では、カスティーリャ王国の特権身分層の下での歴史解釈

を王権のそれと安易に同一視せず、トレードを事例として具体的に検討した。まず第三章「16世紀後半のカスティーリャ都市における歴史編纂」では、トレードの聖俗権力の担い手について制度面から概観した後、2冊の都市年代記（1554年、1605年）における都市と王権の関係の描き方に着目した。トレードの場合、11世紀末にアルフォンソ6世が与えた「皇帝の都」という称号が重視され、中世末からコムニダーデスの乱にかけて発生した対王権反乱は下層民による暴動に矮小化されて描かれ、圧制者としての反徒を市民が打倒して王に帰順する物語に読み替えられた。このようにトレード固有の歴史を描くことで、そのなかで都市が王権に直属しつづけたことが歴史像として示された一方で、トレード市が特権的な社団としての政体内での地位を享受していたカスティーリャ王国が実体的に描かれることはなかった。それは、有力都市を核とする地域的な政治社会に分節化されていたために、カスティーリャ王国では地域国家としての帰属意識が希薄であったことを背景とする歴史意識であったといつてよい。

第四章「16世紀後半のカスティーリャ都市における祭典と歴史」では、このように現実の統治構造を超越する形で王権に直属することを望む都市側の希求が、聖人崇敬を介して増幅され、歴史解釈を形成していく側面をみた。1554年の都市年代記に記された伝承（12世紀にアルフォンソ7世が聖エウヘニオの聖遺物をみずから担ぎ入れた）を参照しながら聖エウヘニオ遷座祭（1565年）と聖レオカディア遷座祭（1587年）がおこなわれ、両祭典でフェリーペ2世は聖遺物を運び入れるという象徴的行為を反復し、歴史をつうじて都市に恩寵を与えるカトリック王であることを誇示した。その一方でトレード支配層は、祭典の装飾をつうじて都市に聖俗両面の恩寵をもたらすべき君主像を訴えかけただけでなく、これらの聖遺物をスペイン王権の戦勝祈願に転用することによって、忠誠と恩寵で結ばれた都市と王の直結性を強調した。そして1605年の都市年代記では、このように理想化された関係の頂点である聖レオカディア遷座祭がトレード史の到達点に位置づけられた。このようにトレード支配層の側から王権との直結性を求められることは、地域国家の特権身分層との同盟にもとづいて複合王政を維持していた王権にとって好適な政治環境となるものだったが、その一方で王権が固執したレカレド王はトレードの歴史像のなかではほとんど注目されていなかったなど、特権身分層の歴史解釈がもっていた自立性にも留意したい。

第五章「16世紀後半のアラゴン王国における歴史編纂」では、もうひとつの地域国家アラゴン王国の特権身分層の下での歴史解釈を考察するために、アラゴン王国修史官スリータによる『アラゴン連合王国年代記』（1562～79年）を分析した。その解釈の基盤になっ

ていたのはソブラルベ建国伝承であり、アラゴン人が9世紀に国を建てた際に後のアラゴン王国の政体理念(君主権に対する法の先行性と優越性、大貴族による王への補佐と制約、王国が留保する国王選定権、「王と王国」の裁定者としてのアラゴン大法官)が定まるとされた。これらの政体理念が実現していく過程としてアラゴン王国史が描かれ、貴族盟約団体ユニオンのようにこの理念から逸脱した存在は否定的に位置づけられ、ソブラルベ伝承で予示された政体理念が後の歴史を説明する原理とされたのである。さらに、叙述対象が後代になるにしたがってアラゴン王国と他の地域国家との不分割原則も政体理念にくわえられ、複合的な国家編成(アラゴン連合王国またはスペイン王国)に編入されることは否定的には描かれなかった。このような歴史解釈は、複合王政の下での特権身分層による地域支配を保障するアラゴン王国政体の一貫性を地域国家としての歴史的連続性として提示するものであり、そのなかでは王朝的な連続性は重視されなかった。このようにアラゴン王国の法と政体を尊重することを君主の理想像とする世俗的・法学的な歴史解釈が示されたが、それはカスティーリャ中心主義にもとづく王朝的・宗教的な王権側の歴史解釈とは対蹠的でありながらも、それとの棲み分けが可能なアラゴン王国特権身分層にとっての歴史的な正統性の論理であった。

このように、16世紀後半のスペイン王国における公的な歴史解釈は多元的なものであり、それぞれの中核部分は固有の文脈にもとづいて解釈されていた。王権はみずからの歴史解釈(レカレド王朝史観)を提示することはできても、特権身分層側からの歴史解釈(法学的なアラゴン王国政体理念や、レカレドを軽視するトレードの歴史像)をひとつの歴史物語に統一することはできないという、各地域国家の特権身分層との同盟に依存する政治上の複合王政と相似的な構図を歴史に関わる知の次元でも甘受せざるをえなかったのである。ただし、王権も特権身分層も歴史編纂をつうじてみずからにとっての「君主」の理想像を構想し、その規範の根拠を歴史に求めた点は共通していた。地域国家としても複合国家としても君主が不可欠の要素であった近世において、このような多様な解釈を許容しうる君主制原理そのものが複合王政を安定化させる機能を果たしたことが、国制史の観点から16世紀後半のスペイン王国における歴史編纂を考察した場合に浮かび上がる結論である。